

地方消費税引き上げ分における使途の明確化について

【令和7年度決算ベース】

令和元年10月1日より消費税率（国・地方）が8%から10%に引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その使途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。令和7年度風間浦村一般会計決算における社会保障関連施策経費への充当状況については、下記のとおりとなります。

【歳入】	
地方消費税交付金（社会保障財源化分）	26,302 千円
【歳出】	
地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策に要する経費	254,959 千円

（単位：千円）

事業名		令和7年度 決算額	財 源 内 訳				
			特 定 財 源			一 般 財 源	
			国(県)支出 金	地方債	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	その他
社会 福祉	障害福祉事業	56,106	41,096	0	0	3,124	11,886
	高齢者福祉事業	30,560	0	0	1,469	6,055	23,036
	児童福祉事業	74,988	46,600	0	8,910	4,054	15,424
	母子福祉事業	4,399	913	0	0	725	2,761
	小 計	166,053	88,609	0	10,379	13,958	53,107
社会 保険	国民健康保険事業特別会計繰出金	20,833	11,744	0	0	1,892	7,197
	介護保険事業特別会計繰出金	41,743	3,541	0	0	7,951	30,251
	後期高齢者医療特別会計繰出金	11,428	7,072	0	0	907	3,449
	小 計	74,004	22,357	0	0	10,750	40,897
保健 衛生	疾病予防対策事業	4,317	0	0	0	898	3,419
	健康増進対策事業	10,585	4,242	0	3,000	696	2,647
	小 計	14,902	4,242	0	3,000	1,594	6,066
合 計		254,959	115,208	0	13,379	26,302	100,070